



## 一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、認可施設における一時預かり事業（保育所等に通っていない児童等の一時預かり）の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

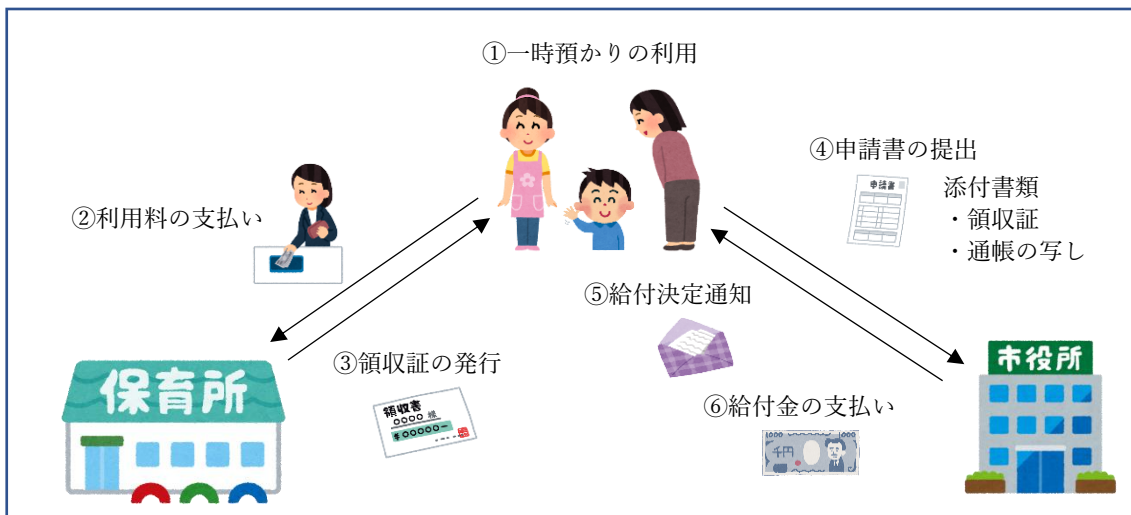
### 1 対象世帯及び給付上限額

対象世帯	給付上限額 (利用1回あたり)
① 生活保護世帯	3,000 円
② 市民税非課税世帯	2,400 円
③ 市民税所得割合算額が 77,101 円未満世帯	2,100 円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500 円

※幼児教育・保育の無償化（施設等利用費の支給）の対象となる場合は、一時預かり利用者負担軽減事業の対象にはなりません。

### 2 給付金の申請方法

利用児童の保護者が一時預かりの利用料を施設へ全額支払った後、市へ申請書類（申請書・領収証・通帳の写し）を提出し、給付上限額までの助成を受ける方法となります。



### 3 申請受付

月単位での利用分をまとめて申請してください。

最終締切日：対象事業を利用以後、最初の3月31日

### 4 給付金の支払い

市での審査後に給付金を指定口座に振込みます。（概ね2か月程度）

問合せ先：和歌山市保育こども園課 TEL：073-435-1064